

介護保険負担限度額認定制度の変更に関する同意書  
(指定介護福祉施設サービス)

令和3年8月1日からの介護保険負担限度額認定制度について、下記内容のとおり変更になることに同意します。

記

1. 預貯金額による負担段階の見直し

負担段階	年金収入等の要件	預貯金額上限の要件	
		令和3年7月まで	令和3年8月1日以降
第2段階	80万円以下	単身1,000万円 夫婦2,000万円	単身650万円、夫婦1,650万円
第3段階①	80万円超120万円以下		単身550万円、夫婦1,550万円
第3段階②	120万円超		単身500万円、夫婦1,500万円

※年金収入等は公的年金等収入金額（非課税年金を含みます）＋その他の合計所得金額です。  
※今回の見直しで補足給付の対象外となる方（第4段階）でも、預貯金額が減少して、認定要件を満たすこととなった場合には、申請により負担軽減の対象となります。

2. 負担段階による食費（日額）の負担限度額の見直し

負担段階	年金収入等の要件	食費負担限度額（日額）	
		令和3年7月まで	令和3年8月1日以降
第2段階	80万円以下	390円	390円
第3段階①	80万円超120万円以下	650円	650円
第3段階②	120万円超	650円	1,360円

※居住費の負担限度額は、変更ありません。  
※補足給付の対象外となる方（第4段階）についての自己負担額は、食費1,780円・居住費2,006円となり、共に変更ありません。

注）この書面に記載のない負担限度額は、従来と変更ありません。

上記の同意を証する為、本書2部を作成し、事業者、ご契約者様にご署名捺印又は記名捺印の上、各1部を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業所  
担当者 静岡県磐田市西貝塚2111番地1  
特別養護老人ホーム 西貝の郷  
生活相談員 西村 貴徳

住所  
契約者（入居者）  
氏名 (印)

事業者 静岡県磐田市西貝塚2111番地1  
社会福祉法人 斉 慎 会  
理事長 早野 雄二郎

住所  
身元引受人（家族・代理人）  
氏名 (印)

●ご不明の点は、担当者へお問い合わせください。【問合せ】 西貝の郷 ☎0538-21-3933